

ボランティア清掃作業等で回収したごみの搬入及び処理手数料の免除 について

志摩市 市民生活部 環境・ごみ対策課

市内において、ボランティア活動等により公有地等を清掃した際、回収したごみを志摩市の清掃施設等で処理する場合、事前に申請していただき、市の承認を受けることでごみ処理手数料を免除しています。

ただし、搬入及び免除には条件がありますので、必ず事前に、環境・ごみ対策課と協議してください。

また、回収したごみは、作業実施主体において、下記のことにご留意して分別及び搬入をお願いしています。みなさまのご理解、ご協力をお願いします。

1. 事前手続について

(1)提出書類等

搬入予定日の3日前までに「一般廃棄物処理手数料減額・免除申請書」及び「ボランティア清掃作業実施届出書」を環境・ごみ対策課へ提出し、担当者と事前協議をしてください。

また、年間を通じてボランティア活動等による清掃作業を行う場合については、申請書に記載のうえ、担当者に申し出てください。

(2)提出先

志摩市役所 市民生活部

環境・ごみ対策課（大王清掃センター内） 大王町波切2321

（電話）0599-72-3718

（Fax）0599-65-7006

2. ごみの分別について

「資源とごみの分け方・出し方」のパンフレットを参考に分別をお願いします。ただし、汚れが付着しているなどして資源物とならないものについては可燃及び不燃ごみとして分別してください。

分別について不明な点がある場合は、事前協議の際に担当者にお尋ねください。

3. 搬入できないごみについて

個別に環境・ごみ対策課にお尋ねください。

4. 搬入場所及び搬入日時について

(1) 搬入場所

◆志摩市大王清掃センター（一般廃棄物最終処分場）

（志摩市大王町波切 2 3 2 1 番地）

(2) 搬入できる日時

搬入場所	搬入時間	休業日
志摩市大王清掃センター （一般廃棄物最終処分場）	水曜日 8:30 ～ 16:00 日曜日（祝日不可） 8:30 ～ 正午	12月29日～1月3日、祝日、 振替休日
志摩市阿児清掃センター	日曜日（祝日不可） 8:30 ～ 正午	

搬入場所・日時・方法は、事前に環境・ごみ対策課と協議してください。

5. 留意事項

- ・事前手続がされていない場合は、原則として、手数料を減額・免除できません。
- ・ボランティア清掃作業により回収したごみは、作業実施主体において、分別及び搬入をお願いします。
- ・多量の回収ごみを搬入する場合は、処理手数料の免除を希望しない場合であっても、環境・ごみ対策課と事前に協議をお願いします。
- ・搬入にあたっては、運搬中のごみの飛散防止、汚水の流出防止等に注意してください。
- ・予定していた清掃作業を中止、変更する場合は、必ず環境・ごみ対策課へ連絡してください。

作業日が日曜日で天候等により中止となった場合は、速やかに連絡をお願いします。（担当者連絡先を申請時にお伝えします）

・市役所所有の車輛を貸し出すことはできません。

- ・その他、環境・ごみ対策課の指示を守っていただき搬入をお願いします。

様式第 1 号(第 10 条関係)

一般廃棄物処理手数料減額・免除申請書

年 月 日

(宛先) 志摩市長

住 所

氏 名

志摩市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 10 条の規定により、一般廃棄物処理手数料の減額・免除を下記のとおり申請します。

記

廃棄物の種類	数 量	理 由

ボランティア清掃作業実施届出書

年 月 日

(宛先) 志摩市長

志摩市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 10 条の規定による、一般廃棄物処理手数料減額・免除申請書の添付書類として作業計画書を下記のとおり提出します。

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

作業を行う場所	
作業を行う日時	
参加予定人数	
搬入する施設	
搬入予定日	
搬入予定車両番号	
作業内容	

※作業を行う場所がわかる地図（位置図）を添付してください。

※搬入予定日の3日前までに環境・ごみ対策課へ提出し事前協議をしてください。

※年間の事業計画がある場合は、事業計画書を添付してください。